

思いやり駐車場利用証制度

本当に必要としている人のために



思いやり駐車場利用証制度ってなあに？

この制度は、群馬県が車いす使用者用駐車施設の利用対象者を定めて、利用対象者（障害のある方、高齢の方、難病の方、妊産婦の方で交付基準に該当する方）からの申し出により思いやり駐車場利用証を交付するものです。あわせて、県と車いす使用者用駐車施設の管理者との間で駐車施設の利用に係る協定を結び、利用証をお持ちの方が思いやり駐車場（車いす使用者用駐車施設）を利用できるようにします。

群馬県では車いす使用者用駐車施設の適正利用を推進するため、人にやさしい福祉のまちづくり条例に基づき「思いやり駐車場利用証制度」を創設しました。思いやり駐車場を本当に必要としている人が使えるよう、制度へのご協力をお願いします。